⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請、技術資料及び目的物の構造変更を伴わずに施工上の工夫によるコスト縮減とコスト縮減に関する品質確保のための施工方法等の提案（以下「入札時ＶＥ提案」という。）の提出を行う者のうちから、競争参加資格が確認された者とVE提案の内容に係るヒアリングを実施し、価格と価格以外の要素を総合評価して落札者を決定する「施工能力評価方式（入札時ＶＥ提案タイプ）」の試行対象工事である。

なお、入札時ＶＥ提案は必ずしも提出が必要なものではない。

②　入札時ＶＥ提案の範囲は、以下のとおりとする。

・工事目的物（構造種別、主要部材の形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。

③　本工事は、工事の契約締結後においても施工方法等の提案を受け付けることを可能とする「契約後ＶＥ方式」の対象工事である。

④　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。

⑤　技術資料の提出は、持参又は郵送により行うものとする。なお、郵送により提出する場合は書留郵便等の配達の記録が残るものに限り、郵送提出する旨を事前に５⑴に示す担当部局に連絡するものとする。

⑥　本工事は、主任技術者又は監理技術者、現場代理人、設計管理技術者及び設計照査技術者の途中交代を認める工事である。

⑦　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日交代制工事（発注者指定方式）である。

⑧　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ対象工事である。

⑨　その他については、電子入札留意事項によることとする。

２　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること（詳細は入札説明書に記載。）。

⑵　首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る2023・2024年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された２者若しくは３者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る2023・2024年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は1,200点以上である代表者と1,150点以上である構成員で構成された２者若しくは３者の共同企業体であること。ただし、共同企業体の構成にあたって、土木工事を施工する者のうち、当該点数が2,000点以上の者は１者までとする。

⑶　平成21年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

①　単体又は共同企業体の代表者

・ソイルセメント壁を用いた土留めの施工
・床付け深さ15m以上かつ構造物内幅が15m以上の開削工法で構築された道路又は鉄道トンネルの施工
・鉄道に近接した範囲※1において開削工法で構築されたトンネルの施工
・市街地（ＤＩＤ※2相当）における道路上において２車線以上の車線規制を伴う開削工法で構築された道路又は鉄道トンネルの施工

※１「鉄道に近接した範囲」とは、都市部近接施工ガイドライン（一般財団法人日本トンネル技術協会、2016年１月）における、３－３（３）２）に示す①及び②に示す範囲を指す。以下同じ。

※２「ＤＩＤ」とは、人口集中地区のこと。人口集中地区とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度１平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域。以下同じ。

②　共同企業体の代表者以外の構成員については、以下に掲げる要件のうち、いずれか１つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・ソイルセメント壁を用いた土留めの施工
・床付け深さ15m以上かつ構造物内幅が15m以上の開削工法で構築された道路又は鉄道トンネルの施工
・鉄道に近接した範囲において開削工法で構築されたトンネルの施工
・市街地（ＤＩＤ相当）における道路上において２車線以上の車線規制を伴う開削工法で構築された道路又は鉄道トンネルの施工

⑷　次の①から④に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）、設計管理技術者、設計照査技術者、設計担当技術者を契約締結日の翌日までに本工事に配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、令和７年10月１日（水）を予定している。

①　主任技術者及び監理技術者は、以下のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、［建設部門（トンネル）］に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士［建設部門（トンネル）］」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③　主任技術者又は監理技術者は、平成21年度以降に次に掲げるすべての要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事ですべての要件を有する必要はない。なお、工事の経験における従事役職は問わない。

・床付け深さ15m以上かつ構造物内幅が15m以上の開削工法で構築された道路又は鉄道トンネルの施工
・鉄道に近接した範囲において開削工法で構築されたトンネルの施工

上記工事は平成21年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。なお、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

④　設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）は、以下のア～イのいずれかの要件を満たすこと。

ア　技術士［建設部門（トンネル）］の資格を有する者

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑸　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は「入札説明書」に記載。）。

⑹　本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。